

平成28年5月定例会

請願・陳情文書表

鳥取県議会



目 次

陳 情 の 部

陳 情 一 覧 表	1
総務教育常任委員会	7
福祉生活病院常任委員会	11
地域振興県土警察常任委員会	15

陳情一覧表

総務教育常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所管	件名	提出者	備考
総 28年- 11 (28. 3. 29)	教 育	奨学金制度の充実強化を求める意見書の提出について	倉吉市 個人	
総 28年- 14 (28. 5. 25)	教 育	いじめ・不登校など、諸問題に対応するための教職員配置の充実を求める意見書の提出について	鳥取県教職員組合 外	
総 28年- 15 (28. 5. 30)	教 育	給付制奨学金制度創設を求める意見書の提出について	「学費・奨学金を考える会」	

陳情一覧表



陳情一覧表

福祉生活病院常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所管	件名	提出者	備考
福 28年- 12 (28. 3. 29)	生活環境	県における消費者相談窓口等の機能拡充・強化と地方消費者行政の拡充及び法制度の整備等を求める意見書の提出について	倉吉市 個人	
福 28年- 13 (28. 4. 7)	生活環境	消費生活センターにおける相談方法の拡充について	倉吉市 個人	

陳情一覧表



陳情一覧表

地域振興県土警察常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	提 出 者	備 考
地 28年- 10 (28. 3. 14)	警 察	16歳未満の年少者のゲームセンターへの保護者同伴 立入規制の緩和について	株式会社アミパラ	

陳情一覧表



総務教育常任委員会・陳情

受理番号及び受 理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
28年-11 (28. 3.29)	教 育	<p>奨学金制度の充実強化を求める意見書の提出について</p> <p>▶陳情理由</p> <p>一般に、諸外国における奨学金は、通常返済義務がない給付奨学金を指す。一方、我が国の公的な奨学金制度は、(独)日本学生支援機構が運営する貸与奨学金を中心で、貸与者数及び貸与額は年々増加している。第一種は金利が無いものの、第二種には金利がかかり、その実質は借金である。同機構は、奨学金制度を金融業と位置づけ、無利子から有利子へと軸足が移ってきている。1998年から2013年までの15年で、有利子の貸与人数は9倍超。この利子負担は、とりわけ低所得者層には、重くのしかかるものである。</p> <p>近年、大学等の入学金や授業料等が上昇する中で、家計の教育費負担が増加しており、学生の半数近くが奨学金を受給している状況にある。貧困層の増加に伴い、2012年には33万4千人、未返済額は925億円と、奨学金の滞納者が増加している。</p> <p>同機構は、返還が困難である場合の救済措置として、返還期限の猶予や、割賦金額の引き下げなどの制度を設けているが、これらの制度は適用要件が厳しい。また、平成26年度に延滞利率が10%から5%に引き下げられたものの、未だにこの負担が重いとの課題が指摘されている。3ヶ月以上の延滞者のうち、63.1%が貧困ラインの年収200万以下で、若年層の貧困化が滞納増加の一因と分析すべきである。</p> <p>更に、滞納者への取立てについて、3ヶ月の延滞でクレジット会社などが加盟する個人信用情報機関に登録されるなど、サラ金を思わせる徴収の実態もある。このような行為は、家を建てたりローンを組むなど、若者の将来における活動に支障をきたすものであり、慎重になされなければならない。</p> <p>については、国会及び政府に対し、意欲と能力のある学生等が経済的理由により進学を断念せず、安心して学ぶことができる</p>	個人 (倉吉市)	

総務教育常任委員会・陳情

総務教育常任委員会・陳情

		<p>環境を整備するため、次の事項について意見書を提出してほしい（項目はあくまで案であり、その細かい内容についてはこだわらない）。</p> <p>なお、審査にあたっては、実務を行っている大学関係者や学生、返還を行っている者等から、奨学金制度の実態等について聴取されるなどして、ぜひ現場の声を聞いてあげてほしい。</p> <p>▶陳情趣旨</p> <p>昨今社会問題化している「若者の貧困」に関連し、若者が教育の権利を十分に享受できるよう、現行の奨学金制度の充実・改善を求める意見書の提出をお願いしたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 高校生の給付型奨学金制度を拡充し、大学生等を対象の給付型奨学金の新設を検討すること。 2 無利子奨学金を充実させ、延滞金の賦課率をさらに引き下げるうこと。 3 返還期限の猶予や返還免除、減額返還などの救済措置の周知と拡充を図ること。 		
28年-14 (28.5.25)	教 育	<p>いじめ・不登校など、諸問題に対応するための教職員配置の充実を求める意見書の提出について</p> <p>▶陳情理由</p> <p>日本は、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっている。また、障害者差別解消法の施行にともなう障がいのある子どもたちへの合理的配慮への対応、外国につながる子どもたちへの支援、いじめ・不登校などの課題など、学校をとりまく状況は複雑化、困難化しており、学校に求められる役割は拡大しており、実質的に子どもたちへの教員の対応が薄くなっている。また、学習指導要領改定により、授業時数や指導内容が増加している。こうしたことの解決に向けて、少人数教育の推進を含む計画的な教職員定数改善が必要である。</p> <p>しかしながら、第7次教職員定数改善計画の完成後10年も</p>	鳥取県教職員組合 鳥取県高等学校教職員組合	

総務教育常任委員会・陳情

総務教育常任委員会・陳情

		<p>の間、国による改善計画のない状況が続いている。自治体が見通しを持って安定的に教職員を配置するためには、国段階での国庫負担に裏付けされた定数改善計画の策定が必要である。</p> <p>一人ひとりの子どもたちへのきめ細やかな対応や学びの質を高める為の教育環境整備や、子どもの学ぶ意欲・主体的な取組を引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠である。</p> <p>▶陳情趣旨</p> <p>こうした観点から、2017年度政府予算編成において次の事項が実現されるよう、地方自治法第99条に基づき国の関係機関への意見書を提出されるよう陳情する。</p> <p>子どもたちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。</p>		
28年-15 (28. 5.30)	教 育	<p>給付制奨学金制度創設を求める意見書の提出について</p> <p>▶陳情理由</p> <p>今、大学学費と奨学金制度をめぐり学生達から切実な声があがっている。大学の初年度納付金（授業料・入学会など）は国立大学で約82万円、私立大学で約131万円にのぼる。高い学費のもと、お金が無くて進学をあきらめる青年が増えづけ、学ぶ機会や将来への夢が奪われている。学費・奨学金を考える会では現在「“学費の負担軽減、高等教育予算増額”をもとめる請願署名」を集めている。</p> <p>署名活動などで対話になったとき、学ぶことにお金がかかるのは仕方がないと思うが、「負担が重すぎる」、「兄弟がいるので、自分は学費がかからない短大に行くことにした」、「友達がバイトを遅くまでして授業に支障が出ている」、「学費と生活費を奨学金とバイトで月20万円工面しているが、奨学金は借金だと思う」、「一種、二種奨学金を併用し、将来の返済が心配」などの声が聞かれる。青年は、今すぐにでも学費の経済的負担を軽くして欲しい、奨学金の給付制度を創設して欲しいと望ん</p>	「学費・奨学金を考える会」	

総務教育常任委員会・陳情

総務教育常任委員会・陳情

	<p>でいる。</p> <p>学ぶことは、人間らしく生きるうえで不可欠の営みである。青年が、学んでこれから社会の担い手として成長してこそ、人類がぶつかっている課題を解決し、新しい時代をつくる道も開ける。経済的理由で学業をあきらめる青年をなくそうと、いま各地の大学で、学費負担を減らす動きが始まっていることは重要である。学びを守る社会を実現し、「教育をうける権利（憲法第26条）」を保障するため、政府が責任を持って手だてを講じることを強く求める。</p> <p>▶陳情趣旨 給付制奨学金制度をつくることを求めて、国に意見書を提出してほしい。</p>		
--	---	--	--

総務教育常任委員会・陳情

福祉生活病院常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
28年-12 (28. 3. 29)	生活環境	<p>県における消費者相談窓口等の機能拡充・強化と地方消費者行政の拡充及び法制度の整備等を求める意見書の提出について</p> <p>▶陳情理由</p> <p>(1) 消費者被害の多発と消費者の不安</p> <p>近年、鳥取県でも、京都市の食肉加工会社が宮崎・鹿児島両県産のプロイラーを鳥取県産の「大山都どり」と偽って出荷していたなど、食品の安全・表示の適正を揺るがす食品偽装表示事件が多発している。その他にも、いわゆるグレーゾーン金利による過払い利息問題、多重債務被害、投資詐欺、架空請求・振り込め詐欺など、消費者被害が相次いでいる。</p> <p>全国消費生活センターに寄せられる苦情相談件数は、1995(平成7)年度が274,076件であったものが、98(平成10)年度には415,347件、2002(平成14)年度には873,663件、06(平成18)年度には1,097,117件と大幅に増大している。2014(平成26)年度の相談件数は、約95.5万件で、ほぼ横ばい推移も、依然として高値にある。</p> <p>こうした消費者被害の増大は、健全な市場経済の発展に悪影響を及ぼすものである。</p> <p>(2) 国の消費者行政推進と地方消費者行政の位置づけ</p> <p>(イ) 消費者行政推進会議の提言</p> <p>政府は、消費者庁の設置に先立って、消費者・生活者重視への政策転換、消費者行政の一元化・強化の方針を打ち出し、「消費者行政推進会議」を設置し、「消費者行政推進会議取りまとめ」を発表した。この取りまとめは、消費者行政の一元化が必要であることを提言している。</p> <p>また、取りまとめは、「地域の現場で消費者、国民本位の行政が行われることにつながるような制度設計をしていく必要がある。このため、新組織(消費者庁)の創設と併せて、地方の</p>	個人 (倉吉市)	

福祉生活病院常任委員会・陳情

福祉生活病院常任委員会・陳情

	<p>消費者行政の強化を図ることが必要である。」と、地方消費者行政の重要性をあわせて明示している。自民党消費者問題調査会の提言も、「地方消費者行政の充実」「相談窓口の一元化」を重要課題として位置づけている。</p> <p>(口) 地方消費者行政の予算面の現状 地方消費者行政の状況をみると、予算は削減され、総じて弱体化している。そのしわ寄せとして、消費生活専門相談員の人員削減・非正規化、知識不足など、日々めまぐるしく変わる消費者問題に対処するには、必ずしも十分な状況とはいえない。地方の消費者行政を充実させるためには、消費生活センターを一元的な消費者相談窓口と位置づけ、これに対し、国は相当の財源確保に努める必要がある。一方、地域ごとの消費者行政は自治事務であり、地方自治体自らも、消費者行政部門に予算、人員の重点配分をする努力も不可欠である。</p> <p>(ハ) 消費者契約法の規定内容 地方自治体は、消費者から寄せられる苦情相談を専門的知見に基づき迅速かつ適切にあっせん処理することが求められ（消費者基本法19条1項）、また、国及び都道府県は、消費生活相談員の人材の確保及び専門性の向上に努めることが求められている（法19条2項）。ところが、近年、消費者トラブルが増大しているにもかかわらず、地方消費者行政の予算・人員が大幅に削減され、地方消費者行政の機能不全が深刻となっている。例えば消費者相談窓口は、消費生活相談員の配置人員の不足や、専門的研修の不足などの問題が生じている。</p> <p>ところで以前、私自身も、携帯電話会社に使っていない、身に覚えのない携帯電話料金（国際電話料金）を請求されたことがある。携帯電話会社はこの料金取り消しを拒んだため、「契約は本人の意思に基づく事が民法上の大原則。約款にどのように書かれていようが、いわば乗っ取りの形での利用は利用とは言えない」と、携帯電話会社との交渉を依頼したところ、「我々消費生活専門相談員は、法律の専門家ではないので、法律の事はわからない。」と言われ、「弁護士にご自身で相談を」「確か</p>		
--	--	--	--

福祉生活病院常任委員会・陳情

福祉生活病院常任委員会・陳情

	<p>に、よくいろいろな方に指摘はされますが、私たちは“指導”はできず、できる事に制限があるのですよ。」と言われたことがある。民法の基本原則についての議論で、これである。県自身に、法曹関係者、パラリーガルの有資格者を設置しなければ、この現状では、消費者を守れない。</p> <p>倉吉市で言えば、人員や予算面などの制約から、自身の相談窓口は持たず、広域連合や県が運営する中部消費生活相談センターに任せしており、自身の相談窓口は持っていない実情である。</p> <p>(二) 消費者行政が後退した背景</p> <p>地方消費者行政の人員予算がこれほどまでに縮小・後退した背景には、消費者行政分野では、地方自治体にすべてを任せるだけで消費生活センターの事業内容や職員の確保に関する法制度の手当でも、それに必要な財政措置もほとんどなされて来なかつたことがあり、具体的検討を開始すべきである。</p> <p>▶陳情趣旨</p> <p>主位的陳情事項として、昨今、対企業で多発する食品偽装や消費者トラブルに関連し、県において消費者相談窓口及び消費者行政の機能拡充・強化をなされることをお願いしたい。</p> <p>また、地方消費者行政を抜本的に拡充し真に機能する体制を実現するため、政府及び国会に対し、次の事項を要望する意見書を提出してほしい。</p> <p>(イ) 消費者相談が地方自治体の消費者相談窓口において迅速かつ適切にあっせん処理ができるよう、消費生活センターの業務内容・権限を明確にし、消費生活専門相談員の研修機会の向上やそれに対する予算面の手当等で、日々めまぐるしく変わる消費者問題に対処できる体制を構築すること。</p> <p>(ロ) 被害相談情報の集約体制(PIO-NET)を強化し国と地方のネットワークを強化すること。</p> <p>(ハ) 地方消費者行政の体制・人員・予算を拡充・強化するための財政措置をとること。</p> <p>(二) 現状「相談」「斡旋」にとどまっている消費生活専門相談員及び自治体の権能強化のための法整備を検討すること。</p>	
--	--	--

福祉生活病院常任委員会・陳情

福祉生活病院常任委員会・陳情

		<p>また、鳥取県においても生活環境部くらしの安心推進課において、消費生活相談専門員の研修機会を充実させて知識向上につとめ、また、副位的陳情事項として、可能であれば法律専門職の方を少数でも配置されるなど、相談者が安心して相談できるよう、相談体制の強化・向上をなすことを強く要望する。</p>		
28年-13 (28.4.7)	生活環境	<p>消費生活センターにおける相談方法の拡充について</p> <p>▶陳情理由</p> <p>消費生活センターでの相談は、現状、電話と来所による相談に限られている。しかし、電話やメールだと、午前8時半から午後5時までという時間の制約があり、その時間に都合の悪い人も多いはずである。また、最近の携帯電話の契約には、いわゆる MVNO（仮想移動体事業者）を中心にデーター専用プランというものがあり、電話番号を付与されていないものも多い。もちろん通話料金もかかるし、夜間などにも都合のいい時間にメールで相談できれば都合がいいはずである。また、メールは形に残るので、双方にとって、争点の整理にも役立つ。</p> <p>センターは専用のメールアドレス (shohiseikatsu@pref.tottori.jp) を持っているものの、そこにメールを送っても結局電話で相談する事になるのは、利用者にとって不便だと思われる。</p> <p>センターにこの旨を言うと、確かに他からの要望はあるようである。例えば、広島県の消費生活センターでは、昼間は学校や仕事で忙しい方、遠くにお住まいの方のため、24時間いつでもどこからでも相談可能な、メールによる消費者トラブル相談を受け付けている。</p> <p>▶陳情趣旨</p> <p>鳥取県においても、消費生活センターにおける相談方法について、現行の電話相談・来所相談に加え、メールでの相談の新設をお願いしたい。</p>	個人 (倉吉市)	

福祉生活病院常任委員会・陳情

地域振興県土警察常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
28年-10 (28. 3. 14)	警 察	<p>16歳未満の年少者のゲームセンターへの保護者同伴立入規制の緩和について</p> <p>▶陳情理由</p> <p>1 平成27年6月、国会において「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」が改正されたことに伴い、鳥取県議会においても「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例」の改正について議論のうえ、16歳未満の年少者のゲームセンターへの立ち入りについては、保護者同伴であっても従前どおり午後6時までに制限することを、同年12月に採択された。</p> <p>これに対して、他のほとんどの都道府県では、それまでの条例を緩和して、16歳未満の年少者については保護者同伴であれば、午後6時から午後10時までの立ち入りを許可するよう改正され、又は改正される見通しにある。その結果、保護者同伴の16歳未満の年少者の立ち入りを午後6時までに制限をする県は、本県と茨城県の2県に限られることとなる様相である。</p> <p>2 弊社は、鳥取市、米子市及び日吉津村でゲームセンターを営ませていただいている。その店舗にゴールデンウィークや夏休み・お盆、冬休み・お正月などに鳥取県に帰省する人々や、鳥取砂丘や皆生温泉などの観光地を訪れる県外からのお客様がご家族で遊びに来てくださる。</p> <p>店舗においては、お孫さんを連れたご高齢者から「久しぶりに会えた孫ともう少し遅くまで一緒に遊ばせてもらえないか。」というご希望を法改正の前からしばしば承っている。</p> <p>また、「平成27年度第2回県政参画電子アンケート『風営法一部改正に関するアンケート』調査結果」によれば、保護者同伴の子供のゲームセンターへの立入制限時間を「午後6時までが適當」とする回答が最も少なく、「午後10時までが適當」とする回答が最多となっており、ここに市民の期待が表れている。先のご高齢者とお孫さんのケースでは、大阪から来るお孫さ</p>	株式会社アミバラ	

地域振興県土警察常任委員会・陳情

地域振興県土警察常任委員会・陳情

	<p>んからすれば、「おじいちゃん家に行っても、遅くまで遊べないからつまらない。」ということになる。県外からの観光客の場合、お子さんとの夜のひと時をゲームで遊ぶことができない。こうした中で、前述のとおり隣県の島根県や岡山県をはじめほとんどの都道府県においてゲームセンターへの立入時間制限が緩和されており、又は緩和される見通しにある。ゲームセンターという小さな領域にすぎないが、他県と比較して厳しい規制は、本県の魅力を減殺しかねない。</p> <p>さらに、県民の先頭に立って鳥取県の魅力を県外の方々に積極的に広報されている平井知事の活動に沿ったものとは言えないのではないかと思料される。</p> <p>以上の理由から、鳥取県議会におかれでは、16歳未満の年少者のゲームセンターへの立ち入りについて、保護者同伴であれば他の都道府県並みに午後6時から午後10時までの立ち入りを許可されるよう条例改正を重ねてご検討いただくよう、お願い申し上げる。</p> <p>▶陳情趣旨 保護者同伴の16歳未満の年少者のゲームセンターへの立入制限時間を現行の午後6時から午後10時に緩和すること。</p>		
--	---	--	--